

第4回幹事会の概要及び県案に対する意見

平成26年2月3日

奈良県地域交通改善協議会

第4回幹事会の概要

(1) 奈良県地域交通改善協議会 まとめ (案)

移動ニーズ ~定義~

- ・特に意見なし

データ収集・共有に係る『ルール化』

- ・特に意見なし

第4回幹事会の概要

(1) 奈良県地域交通改善協議会 まとめ（案）

移動ニーズに応じた交通サービス提供体制の構築：メルクマール

・特に意見なし

『仕分け運用方針』

・特に意見なし

第4回幹事会の概要

(1) 奈良県地域交通改善協議会 まとめ (案)

路線の『維持』・『代替』・『廃止』: 交通事業者・関係市町村間の協議ルール

・協議の期限が9月30日となっているが、6ヶ月前の廃止届け出期限と、廃止時期の関係はどうか。(橿原市)

→ 通常6ヶ月前の届出であるが、協議会の合意があれば1ヶ月前の届出で廃止は可能。6ヶ月前届出の場合、県や市町村への意見聴取はあるが、当事者ではない。期日を定める必要があるため、奈良交通からの申し出のあった9月30日に設定している。(県)

・一度廃止すると復活は困難と思うが、復活した事例はあるか。(橿原市)

→ 鉄道では、JR西日本の可部線(広島県)で、施設(線路等)を広島県が持ち、運行はJRという形態で復活した事例がある。(県)

→ 路線バスでは京都市内(京阪バス)で地元の協力により復活した事例があるが、10年ほどかかっている。現在は1年の試験期間として、利用状況のデータをとっているところ。(近畿運輸局)

・別添7(P28)のスケジュールに沿って、奈良交通からも路線ごとの改善案を市町村に提出し、個別の協議に入っていくことになるが、利用促進策、その他の改善策は、事前に県にも提示し確認をしてもらうことになるのか。(奈良交通)

→ 協議には「県が立ち会う」ことになっているので、順番は任せる。市町村と事業者による協議は排除しない。(県)

路線の『維持』・『代替』・『廃止』: 交通事業者・関係市町村間の協議ルール

・市町村連携による代替モデルとして、コミュニティバスやデマンドタクシーを選択した結果、市町村の負担が増加する可能性があるが、その場合、県の新たな支援制度は考えられるのか。

(東吉野村)

→ 市町村連携による新たな運行を始める場合に、本当に市町村の負担が増えるかどうかのデータが必要。現行では該当する補助制度はないが、仮に県が関与するならば、複数市町村にまたがるような路線ということになるだろう。(県)

・市町村の負担割合について、奈良交通からは距離按分での提案があったが、今回の県の提案は違う。(広陵町)

・6月までに町が負担すること決めれば、H26予算措置をする必要があるのか。

(広陵町)

→ H27年度のネットワーク計画となるので、H27年度予算を想定。いずれにせよ、H26年度の予算すらも成立していないので、県による補助制度については現段階ではなんとも言えない。(県)

利用者・住民参画のあり方

・特に意見なし

第4回幹事会の概要

(2) 移動ニーズに応じた交通サービスの実現・工程表(案)

・6月を目途に協議することになっているが、10月以降の運行に対する補助は、H27年度予算での措置でよいのか。(東吉野村)

→ 補助年度と補助対象期間に半年のずれがあるため、H27年度予算での対応を想定。いずれにせよ、補助金は、本来補助をする行政側(県や市町村)の裁量で決まるもの。(県)

・国県の補助制度ではH27年度予算対応になるが、前半(10月～3月)分については、H26年度予算での対応をお願いしたい。(奈良交通)

→ いずれにせよ補助金は本来補助をする行政側の裁量で決まるものである
ので、意見として伺っておく。(県)

・資料1(P11)の工程表の詳細が、別添7(P28)であり、この手順で協議を進めていくということ
でよいのか。(奈良交通)

→ その理解でよい。後日でもよいので意見があれば申し出てほしい。(県)

(3) その他

地域交通調査事業

- ・住民アンケートの配布数が限られているが、配布先の選定はどうすればよいか。
(東吉野村)
→ 配布自治会の選定については、各市町村にお任せする。(県)
- ・2月上旬の広報誌の配布に間に合うように、1月中に資料を送付いただけないか。
(東吉野村)
→ 郵送に要する日数を考えると日程に厳しいので、個別の相談していただきたい。調査項目や調査方法についてご意見があれば、1月21日までに、事務局まで提出していただきたい。

平成26年度生活交通ネットワーク計画について

- 特に意見なし

■ 総括

【県からの確認】

今回示した、とりまとめ案、協議項目、協議ルール、スケジュール等は、県が考え
県が考えているたたき案、たたき台であるので、意見や質問があれば、1月24日ま
でに、事務局まで提出していただきたい。

調査事業の調査項目や調査方法についてご意見があれば、1月21日までに、
事務局まで提出していただきたい。

県案に対する意見

①費用負担割合について

- 県案では負担額がキロ割に比べて多くなり、対外的に説明が困難。
(葛城市、吉野町、高取町)
- より詳しい説明資料がほしい。(葛城市、広陵町、高取町、橿原市、桜井市、大和高田市)
- 根拠となる乗降客調査日数が少ないのでは。(御所市、橿原市)
- 交通事業者も一定負担するフレームにならないと、赤字削減のインセンティブが働かない。
(高取町)

②協議ルールについて

- 地元説明会については交通事業者がすべき。(葛城市、高取町、橿原市)
- 地元説明をするにしても、時間及び説明資料が不足。(桜井市、大和高田市)
- バスカルテ等交通事業者と協議する材料を早く欲しい。(吉野町、御所市)
- 「路線バス代替モデル」の運行主体としている「地域別運行協議会(仮称)」について、県地域交通改善協議会の下部組織とした方がよいのではないか。(奈良市)
- 平成26年10月以降に「継続審議」となった場合でも、審議期間中に発生する運行損については全額負担して欲しい。(奈良交通)
- 個別路線協議の結果、休廃止する場合、平成26年6月の協議会結果をもって関係市町村が同意したものと取り扱ってほしい。(奈良交通)

県案に対する意見

③ 予算措置について

- 費用負担割合が決まっていないので、H26年度当初予算要求ができていない。
(葛城市、高取町、橿原市)
- 支払時期についての県の統一見解を示してもらいたい。(桜井市)
- 協議が整うまで一旦凍結される県補助の解除については柔軟な対応をお願いしたい。
(奈良市)

④ スケジュールについて

- 県案のスケジュールどおり進めていきたい。(吉野町)
- 関係市町村との協議はどのタイミングで誰が招集するのか。(天理市)

⑤ 指標について

- 収支率40%をもっと下げることにはできないか。(御所市)

⑥ その他

- 今後、公共交通利用者の減少が見込まれる北西部における対策及び効果が見込まれる利用促進策の検討について協議会の中で取り組んでいただきたい。
(奈良県交通運輸産業労働組合協議会)
- 広域バス路線については、県に主導的な見解を求めたい。(橿原市)